平成２６年（フ）第５３０９号
東京都大田区西糀谷１丁目９―13
債務者　原　　俊之
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１０号
東京都板橋区徳丸８丁目20―16―302
債務者　酒井　英人
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３２３号
東京都府中市白糸台３丁目12―17　レザンポワール１―103
債務者　木村　　肇
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９３号
東京都狛江市中和泉１丁目15―15―202
債務者　青柳　奈緒
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０号
東京都立川市羽衣町１丁目１番１―107号
債務者　五十嵐広美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県朝霞市本町２丁目４番６号　トモエレジデンス503、旧住所埼玉県朝霞市幸町２丁目14番45号
破産者　片山　卓三
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県袖ケ浦市横田2070番地２、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市上泉457番地１
破産者　藤谷　悦章
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２７号
静岡県菊川市堀之内1114番地の５
破産者　原田　和明
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
札幌市東区北22条東７丁目１番37―405号
破産者　築舘　邦子（開始決定時の姓蘆田）
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
埼玉県日高市大字下鹿山265番地16
破産者　丹下　桜子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８５号
名古屋市中川区大地１番地の１　万場北荘Ｔ―２棟203号新福初子方、住民票上の住所愛知県一宮市新生３丁目６番30号　中沢ビル302号
破産者　新福　義哉
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７０号
名古屋市東区大幸３丁目14番10号
破産者　桜井　俊二
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
奈良県五條市西吉野町向加名生134番地７
破産者　森川　　貢
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第５２号
北海道旭川市永山10条５丁目２番13号　テミールＢ102号室
破産者　北村　　透
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
北海道旭川市豊岡４条６丁目９番13号
破産者　西中　一雄
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
北海道旭川市春光１条７丁目３番15―123号市住123号
破産者　佐藤　遼太
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字大日堂37番地２グリーンハイツ208号、開始決定時の住所岩手県奥州市江刺区米里字馬場13番地
破産者　佐賀　　勤
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部